

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によれば、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの約9年5か月間、主にトンネル工事現場において、坑夫として振動工具を使用して振動業務に従事し、その後は、家業の農業に従事した。

請求人は、平成〇年頃から両手の指先にしびれ、感覚鈍麻、痛みを自覚し、平成〇年頃からは冷えも自覚するようになり、しびれ等の症状が続いていたことから、平成〇年〇月〇日A医院に受診し「振動病」と診断された。

請求人は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A医院に受診して「振動障害」と診断されたものであるが、振動障害の業務上外の判断について、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「振動障害の認定基準について（昭和52年5月28日付け基発第307号）」（以下「認定基準」という。要旨は、決定書理由第2の1の別添を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、認定基準に基づいて、請求人の手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害の有無等について検討する。
- (2) 請求人は、両手指先が真っ白になったことがあると述べているが、B医師は振動障害診断書において「無」としており、当審査会としては、レイノー現象の発現は確認できないものと判断する。
- (3) 末梢循環障害についてみると、B医師は、手指皮膚温、爪圧迫等から「認められる」とし、労働局地方労災医員協議会外科整形外科専門部会（以下「専門部会」という。）も検査結果を総合的に判断し「認められる」と判断していることから、当審査会としても「認められる」と判断する。
- (4) 末梢神経障害についてみると、B医師は、痛覚、振動覚等から「著明に認められる」としているが、専門部会は、その原因は糖尿病性神経障害の影響が強く考えられることから、振動障害による末梢神経障害は「認められない」と判断している。C医師は、平成〇年〇月の検査結果を基に請求人を2型糖尿病と診断するとともに、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、請求人は度々治療を自己中断し、血糖コントロール不良であったこと、平成〇年〇月の検査で両側のアキレス腱反射が消失し、両側内踝の振動覚も低下・鈍麻しており、網膜症も認められることから、糖尿病性多発神経障害が認められる旨述べている。

また、D医師は、鑑定意見書において「長期間において血糖コントロールが不良であったことからすると、医学的には糖尿病性多発神経障害による神経症状が上肢にも出現しているものと考えて矛盾はない。」と述べている。

当審査会としては、傷病の経過等に鑑み、C医師の意見及びD医師の鑑定意見は妥当であり、末梢神経障害は「認められない」と判断する。

(5) 運動機能障害については、B医師は、瞬発握力、維持握力、つまみ力及びタッピング等から「著明に認められる」としているが、専門部会は、右肘部管症候群や加齢的な巧緻性の関与も考えられるとした上で、検査結果を総合的に判断し「認められる」と判断している。当審査会としては、右側に変形性肘関節症が認められることや維持握力が軽度異常であることなどから、専門部会の意見は妥当であり、運動機能障害は「認められる」と判断する。

(6) したがって、請求人には、レイノー現象の自訴はあるが医師による確認等が行われておらず、振動ばく露に起因する末梢循環障害は「認められる」、末梢神経障害は振動障害による病態が主要なものとは認め難く「認められない」、運動機能障害は「認められる」であり、認定基準の要件を満たさないことから、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。